

OneDx サービス利用規約

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、OneDx（以下、「当方」といいます。）が提供するドキュメント作成支援サービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。本サービスをご利用になるお客様（以下、「お客様」といいます。）は、本規約に同意の上、本サービスをお申し込みください。

第1条（本規約への同意）

1. お客様は、本サービスのお申し込みをもって、本規約の全ての内容に同意したものとみなされます。
2. 当方は、お客様の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。変更後の規約は、当方のウェブサイト上に掲載された時点から効力を生じるものとします。

第2条（サービス内容）

本サービスは、以下の業務をお客様からの委託に基づき遂行するものです。

- 1 Microsoft Word, Excel, PowerPoint等を用いた各種ビジネス文書の作成、編集、校正、および体裁調整
- 2 AI生成コンテンツのリファイン（清書・校正）
- 3 PDFファイルのWordファイル等へのデータ変換および調整
- 4 その他、上記に付随するドキュメント作成支援業務

第2条 （契約の成立）

お客様と当方との間の業務委託契約は、当方がお客様からの依頼内容を確認し、お見積もりを提示した後、お客様が電子メール等の電磁的方法により正式な発注の意思表示を行い、当方がこれを承諾した時点で成立するものとします。

第3条（料金及び支払方法）

1. 本サービスの料金は、別途提示するお見積書に記載の通りとします。
2. 支払方法は、当方が指定する銀行口座への振込、または別途合意した方法によるものとします。振込手数料は、お客様のご負担とさせていただきます。

3. 原則として、納品後 7 日以内にお支払いをお願いいたします。

ただし、別途支払条件を定めた場合はこの限りではありません。
。

第 4 条（納期）

3. 納期は、お見積書または個別契約にて定めるものとします。
4. お客様のご都合による仕様変更、資料提供の遅延等があった場合、納期の延長について協議させていただくことがあります。
。

第 5 条（秘密保持）

1. 当方は、本サービスの遂行にあたりお客様から開示された、お客様の技術上、営業上、その他一切の情報を、お客様の事前の承諾なく第三者に開示または漏洩いたしません。
2. 前項の規定にかかわらず、法令に基づき開示が義務付けられた場合はこの限りではありません。
3. 本条の秘密保持義務は、本サービスの契約終了後も存続するものとします。

第 6 条（知的財産権）

1. 本サービスに基づき作成された納品物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）は、料金の支払完了をもって、当方からお客様に移転するものとします。
2. 当方は、納品物について著作者人格権を行使しないものとします。
- 3.

第 7 条（キャンセル）

お客様のご都合により契約をキャンセルされる場合、作業の進捗状況に応じて、別途協議の上、キャンセル料を申し受ける場合がございます。

第 8 条（免責事項）

1. 当方は、納品物の内容の正確性、完全性、有用性等について、いかなる保証も行わないものとします。納品物の利用によりお客様に生じた損害について、当方は一切の責任を負わないも

のとします。

1. 当方の責に帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合、当方が負う賠償責任の範囲は、当該損害が発生した個別契約の料金総額を上限とします。

第 9 条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、法令の改廃制定、公権力による命令処分、通信回線の事故、当方またはその家族の急な疾病、その他当方の責に帰すことのできない事由により、本サービスの履行が遅延または不能となった場合、当方はその責任を負わないものとします。この場合、当方は速やかにお客様にその旨を通知し、納期の調整等について誠実に協議するものとします。

第 10 条（準拠法及び管轄裁判所）

- I 本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。
- II 本サービスに関して紛争が生じた場合には、当方の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

制定：2025年8月18日